

平成 28 年度都道府県及び生活習慣病検診等管理指導協議会の 活動状況調査＜調査結果＞

1. 背景・目的

がん検診を効果的に行うには適切な精度管理がきわめて重要^{注)}です。住民検診の精度管理においては、都道府県主導で生活習慣病検診等管理指導協議会（以下、協議会）等を活用して行うことが求められています。そこで、各都道府県の精度管理に関する取り組みを把握するため、「事業評価のためのチェックリスト（都道府県用）」^{※1}の遵守状況や、がん部会の活動状況について調査を行いました^{※2}。

※1 「事業評価のためのチェックリスト」は平成 20 年に厚生労働省の「がん検診に関する検討会」及び「がん検診事業の評価に関する委員会」において、都道府県が遵守すべき精度管理の要点がまとめられたものです。

※2 本調査は平成 23 年度から開始し、今回は 6 回目にあたります。調査票の作成及び調査結果の分析については、平成 29 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（がん対策推進総合研究事業）「検診効果の最大化に資する、職域を加えた新たながん検診精度管理手法に関する研究」班（研究代表者 斎藤博）の協力を受けました。

注) 精度管理の重要性について

がん検診は、有効性（がん死亡率減少効果）がある検診を前提に、精度管理により質を高く維持することで初めて成果につながります。これは海外で死亡率減少を実現している国で示されており、精度管理体制の水準の高低によって、検診の成果（死亡率減少）があがるかどうかが決まります。

また検診には必ず不利益（検査による合併症、偽陰性、偽陽性など）が存在します。精度管理は不利益を極力抑え、最小化するためのシステムとしても不可欠です。このシステムがないと、検診規模が拡大するにつれ不利益が増大して利益を上回ってしまい、検診の成果が期待できないだけでなく、住民に不利益のみを与える可能性もあります。

精度管理の手法は平成 20 年に厚生労働省から公表（下記ホームページ参照）されました。都道府県が行う精度管理の要点は、市区町村や検診施設間の質のバラつきを抑え、どの地域の住民に対しても同等の質の高い検診を提供することです。

ホームページ「科学的根拠に基づくがん検診推進のページ <マネジメント>」参照
<http://canscreen.ncc.go.jp/management/index.html>

2. 調査方法

1) 調査対象、調査期間

調査対象は全都道府県、および、各都道府県の胃がん部会、大腸がん部会、肺がん部会、乳がん部会、子宮がん部会としました。調査への回答は、各都道府県のがん検診担当課宛に依頼しました。調査期間は平成 29 年 1～8 月としました。

2) 回答方法

調査への回答は平成 28 年度に実施された内容（実績）に基づき、各項目についてそれぞれ○（回答期間内に実施した）、△（回答期間中には実施していないが、平成 29 年 8 月末日以降に確実な実施予定はある）、×（未実施かつ今後も実施予定が無い）の選択肢から回答を得ました。本調査では、原則回答が○の場合に各項目を「実施した」としました（△は含まない）。

3) 調査内容

平成 28 年度に実施した精度管理の取り組みについて、以下の項目で伺いました。

◆ 調査 1 精度管理指標の把握状況に関する調査（集団検診、個別検診）

調査 1 では、「事業評価のためのチェックリスト（都道府県用）」の項目^{※3}をもとに、平成 28 年度に精度管理指標を把握しているか、またどの程度詳細に把握しているかについて伺いました^{※4}。

※3 がん検診の現場では検診技術の発展、学会規約の改訂、全国がん登録の開始など、さまざまな変化があり、現状にはそぐわないチェックリスト項目は調査から除外しました。

※4 地域保健・健康増進事業報告の提出時期の関係で、本調査の期間中に行政担当者が把握可能な最新の確定データは平成 26 年度のものであります。従って本調査では、平成 26 年度のデータを把握しているかについて伺いました。ただし、一部の都道府県は従来から 3 年前（あるいは 1 年前）のプロセス指標を把握しており、本調査ではその場合も○（実施した）としました。

◆ 調査 2 事業評価の実施状況に関する調査（集団検診、個別検診）

調査 2 では、平成 28 年度に都道府県として事業評価を実施したか、また、がん部会としての事業評価を実施したかを伺いました。

4) 結果の評価方法（集団検診）

集団検診における精度管理の取り組みについて、調査 1、調査 2 を基に以下の評価を行いました。なお、個別検診については来年度以降に評価します。

◆ 都道府県用チェックリスト（60～64 項目）の遵守状況

調査 1、調査 2 のうち「事業評価のためのチェックリスト（都道府県用）」に該当する項目[※]

⁵の遵守状況により、以下A～Eの5段階で評価しました。

＜遵守状況の評価基準＞	A：×の項目数が0
	B：×の項目数が1-17
	C：×の項目数が18-35
	D：×の項目数が36以上
	E：無回答

※5 6ページの右端欄が●の項目

◆ 協議会（がん部会）の活動状況

調査2のうち、がん部会の活動状況により、以下A～Eの5段階で評価しました。

＜がん部会における活動状況の評価基準＞
1. がん部会開催の有無
2. がん部会の検討結果公表の有無
3. (2. で公表を行っている場合) がん部会が公表すべき項目 ^{※6} のうち、公表されなかった数(×の数)。ただし、がん部会の検討結果が公表準備中の都道府県は評価保留とする。未回答の項目は×として集計する。
A：1. がん部会開催済、2. がん部会の検討結果公表済、3. ×の項目数が0
B：1. がん部会開催済、2. がん部会の検討結果公表済、3. ×の項目数が1-3
C：1. がん部会開催済、2. がん部会の検討結果公表済、3. ×の項目数が4-6
D：1. がん部会開催済、2. がん部会の検討結果公表済、3. ×の項目数が7以上 もしくは2. がん部会の検討結果未公表（今後も公表の予定がない）
E：無回答、がん部会未開催（今後も開催の予定がない）
※6 調査2では、がん部会が公表すべき項目として、以下の9項目を設定した
・市区町村のチェックリスト遵守状況（市区町村名入りが必須）
・検診機関のチェックリスト遵守状況（検診機関名入りが必須）
・市区町村のがん検診プロセス指標（市区町村名入りが必須）
・検診機関のがん検診プロセス指標（検診機関名入りが必須）
・チェックリスト遵守状況が要改善の市区町村名と、改善指導の内容
・チェックリスト遵守状況が要改善の検診機関名と、改善指導の内容
・精検受診率が要改善の市区町村名と、改善指導の内容
・精検受診率が要改善の検診機関名と、改善指導の内容
・都道府県のチェックリスト遵守状況

3. 結果

45 都道府県から回答を得ました。調査結果及び評価結果の概要を以下に示します。
また結果の一覧表は 6 ページ以降に示します。

1) 調査結果の概要

各項目の実施状況は概ね 5 がん共通で、集団検診が個別検診を上回っていました。
以下、実施状況が比較的良好な項目（目安として実施率が 5 がん共通で 80%以上）、更に改善を要する項目（目安として実施率が 5 がん共通で 30%以下）、集団/個別検診で実施状況が大きく異なる項目（目安として個別検診の実施率が集団検診より 20 ポイント以上低い項目）について、該当項目を示します。

◆ 調査 1 精度管理指標の把握状況に関する調査

① 集団/個別検診共に実施状況が良い項目（実施率 80%以上の項目）

- ・受診者数、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度の単純把握、市区町村別集計

<該当項目> 1 (2)、1 (2-2)、2 (1)、2 (1-2)、3 (1)、3 (1-2)、4 (1)、4 (1-2)、
4 (6)、4 (6-2)

② 集団/個別検診の乖離が特に大きい項目（個別検診での実施率が、集団検診より 20 ポイント以上上下回っていた項目）

- ・要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度の検診機関別集計

<該当項目> 2 (1-3)、3 (1-3)、4 (1-3)、4 (6-3)

③ 集団/個別検診共に実施していない都道府県が多く、改善を要する項目（実施率 30%以下の項目）

- ・発見がんの追跡調査 <該当項目> 4 (7)、4 (7-1)、4 (7-2)
- ・偽陰性例の把握 <該当項目> 5 (1)、5 (2)、5 (3)

◆ 調査 2 事業評価の実施状況に関する調査

① 集団/個別検診共に実施状況が良い項目（実施率 80%以上の項目）

- ・がん部会の設置、がん部会の開催、プロセス指標値の検討

<該当項目> 7 (1)、7 (3)、8 (2)

② 集団/個別検診の乖離が特に大きい項目（個別検診での実施率が、集団検診より 20 ポイント以上上下回っていた項目）

- ・検診機関チェックリストの遵守状況の把握・検討（都道府県として実施、がん部会主導で実施）

<該当項目> 8 (1-2)、8 (1-2a)

③ 集団/個別検診共に実施していない都道府県が多く、改善を要する項目（実施率30%以下の項目）

- ・精度管理に問題のある市区町村、検診機関の抽出、改善策の検討、助言・指導の実施
＜該当項目＞ 8 (2-3)、8 (3)、8 (4)、9 (2-2)、9 (2-4)
- ・事業評価結果の情報公開
＜該当項目＞ 10 (1-2a)、10 (1-4)、10 (1-4a)、10 (1-5)、10 (1-6)、10 (1-7)、
10 (1-8)
- ・がん部会主導による事業評価全般
＜該当項目＞ 10 (1-2b)、10 (1-4b)、10 (1-5a)、10 (1-6a)、10 (1-7a)、10 (1-8a)、
10 (1-9a)

2) 評価結果の概要

都道府県用チェックリストの遵守状況、及び協議会（がん部会）の活動状況共に、「C」評価以下の都道府県は17～20県あり、当該都道府県には改善に向けて努力していただくよう文書で依頼しました。